

# 随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	市民協働部 暮らし支援課
発注担当課名	市民協働部 暮らし支援課
契約名称	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 「手作業等就業体験事業」業務
契約内容	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 「手作業等就業体験事業」業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和7年3月31日 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市庄内西町3-19-4 合同会社てのぼ
契約金額	2,999,899円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本業務は、生活困窮者自立相談支援事業等に係る就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業であり、生活自立支援・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促すものである。事業受託者には、就労困難者の支援に対する基本的な考え方、具体的な支援方法や体制、ノウハウ等が必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さない。そのため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行い、優先交渉権者となった合同会社てのぼと随意契約を行うものである。</p>